

平成30年海審第3号

裁 決
瀬渡船A釣客死亡事件

受 審 人 a 1
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人

本件について、海難審判所は、理事官永木俊文出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
平成28年12月30日08時00分
熊本県桑島南西岸
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 瀬渡船A
総 ト ン 数 6.5トン
全 長 15.40メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 368キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、平成9年4月に第1回定期検査を受検した最大搭載人員が旅客12人船員2人のFRP製小型兼用船で、船首部の前方に瀬渡し用タラップ（以下「タラップ」という。）が設けられ、船体中央やや後方に操舵室が、同室の前後にはキャビン等が配置されていた。

タラップは、船首甲板中央に長さ132センチメートル（以下「センチ」という。）幅92センチで、両側に高さ93センチの手すりを備えた固定部分と船首舷縁で山折りに屈曲し、長さ117センチ幅92センチで、両側に高さ78センチの手すりを備え、船首舷縁でヒンジを介して接続され、先端部が海面上約1.3メートルの高さとなった可動部分とで構成されていて、それぞれ床面に滑り止めとしてゴム製シートが敷かれ、可動部分は、根元が船首甲板に固定されたダンパーと連動していることから、最大約50センチの船体上下動を吸収し、ゴムローラを取り付けた先端部を岩場に押し付けた態勢を保持することができた。

操舵室には、前面の棚の中央部に舵輪が設けられ、同棚上の右舷側には、機関遠隔操縦用のスロットル及びクラッチ各レバー（以下「機関操縦レバー」という。）がそれぞれ装備されていた。

また、舵輪右舷側後方の天井には開口部が設けられ、その約70センチ下方に木製天板を有する収納台が置かれ、同収納台の上に立つと、開口部から上半身を出し、操舵室の上方に設けた舵輪と機関操縦レバーを使用して操船することができるようになっていた。

(2) a 1 受審人の経歴及び瀬渡し方法 (経歴省略)

また、a 1 受審人は、平素、釣り客を岩場に瀬渡しする際には操舵室内の収納台に立ち、天井の開口部から上半身を出して操船に当たり、潮の干満によって適当な高さとなる岩場をタラップの接岸地点に選び、同岩場の5メートルないし10メートル手前でいったん機関を中立運転とした後、極微速力前進にかけて接近し、タラップ先端が岩場に接触した後は同先端を岩場に押し付け、機関と舵を適宜使用して船体の姿勢を保っていた。

(3) 桑島周辺の瀬渡しとなる岩場の状況

a 1 受審人が所属する瀬渡し船組合は、牛深漁港周辺に当番エリアと称する4つの区域を設けるほか、フリーの瀬と称する瀬渡し場所を数か所設けて瀬渡し船業を営んでいた。

桑島は、牛深漁港の北西方約2海里沖合に位置する無人島で、その北岸及び南岸はフリーの瀬に区分され、それぞれに瀬渡しできる岩場が多数あり、同島南西岸沖合には3つの岩場が南北に並び、最も南側に位置する最大の岩場（以下「南岩場」という。）は、南北の長さが約10メートル、東西の長さが約30メートル、海面上の高さが約3.5メートルであり、その北端付近の幅約40センチ、奥行き約30センチの平たん部分が同岩場への瀬渡し地点となっていた。

a 1 受審人は、平素、南岩場に瀬渡しする際、同岩場の北西方から接近し、船首を南東方に向けた状態で同岩場にタラップ先端を押し付けていた。

(4) 釣り客に対する安全対策等

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）では、遊漁船業を営む者に対し、利用者の安全の確保等に関する事項を定めた業務規程を作成すること等を定めていて、Aの業務規程には、

第3条に事業者はこの規程を遵守し、遊漁船の利用者の安全を第一に考える旨が、第15条に海難等が発生し又は発生するおそれがあるときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置及び利用者の不安を除去するための措置等必要な措置をとる旨が、別表6に出航中止基準として、海上警報（波浪、風、霧等）の発令中か事業者が危険と判断したときのいずれかの状況になった場合、出航を中止する旨がそれぞれ記載されていた。

本件当時、Aには、操舵室前方のキャビンの屋根上に長さ4.5メートルの索をつないだ救命浮環1個が備えられていたものの、a1受審人は、本件発生以前に落水者に対する救助訓練を行ったことがなかった。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a1受審人が1人で乗り組み、釣り客11人を乗せ、瀬渡しのために、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、平成28年12月30日06時00分牛深漁港を発し、同漁港周辺の岩場に釣り客5人を順次渡したのち、桑島に向かった。

これより前、熊本地方気象台では、同月28日22時18分熊本県天草市の外海に強風注意報を発表しており、a1受審人は、海象状況が悪かったので天候が回復するまで瀬渡しを行わずに待機していたところ、30日になって同注意報は継続していたものの、風が弱まったので瀬渡しは可能と判断し、出航したものであった。

a1受審人は、桑島の東側から同島北岸沖合を回り、同島南西岸沖合に向かい、07時20分頃3つの岩場のうち、最も北側の岩場に釣り客1人を瀬渡しした後、南岩場に釣り客a2及び同釣り客の息子を瀬渡しすることとした。

a1受審人は、操舵室内の収納台に立って天井の開口部から上半

身を出し、右手で機関操縦レバーを、左手で舵輪をそれぞれ操作して右舷方から周期2秒ないし3秒の波浪を受ける状況下、船首を南東方に向けて南岩場に接近し、07時27分南岩場の平たん部分左側の傾斜地にタラップ先端を押し付け、a2釣り客の息子を先に瀬上がりさせた後、波浪の影響によりタラップ先端が岩場から離れると機関を適宜使用して前進し、再度圧着させることを数回繰り返して先に瀬上がりしたa2釣り客の息子に同釣り客からクーラーボックス等の荷物を渡した。

a1受審人は、荷物を渡し終えた後、a2釣り客を瀬渡しさせることとし、国土交通省の型式承認を受けていない救命胴衣を着用してスパイク付きの長靴を履いた同釣り客が、船首部付近のタラップ上で両手を手すりにかけて待機していたところ、07時29分半少し過ぎ三等三角点桑島（以下「桑島三角点」という。）から220.5度（真方位、以下同じ。）620メートルの地点で船首を南東方に向け、南岩場の北西方約5メートルのところから機関を前進にかけ、接近を開始した。

07時30分僅か前a1受審人は、桑島三角点から220度620メートルの地点で船首を135度に向け、タラップ先端を岩場に圧着させ、a2釣り客が手すりから両手を放して瀬上がりを始め、同釣り客の片足が岩場にかかったとき、波浪の影響により船首部が左方に移動し、07時30分a2釣り客が船首部右舷側に海中転落したのを認めた。

このとき、a1受審人は、a2釣り客に対する救助措置が遅れると同釣り客が流されて引き揚げることが困難になるおそれがあったが、在船する釣り客に対し、救命浮環を投じて自船に引き寄せるよう指示するなど、落水者に対する救助措置を適切にとることなく、

機関をいったん後進にかけて岩場から離れた。

a 1 受審人は、甲板上に出てきた 2 人の釣り客にロープを投げるよう指示したところ、1 人の釣り客が右舷船首部にあった径 22 ミリメートル長さ 5 メートルないし 6 メートルの係留用のロープを a 2 釣り客に向かって投げ、同釣り客が投げ込まれたロープの端をいったんつかんだものの、a 1 受審人が岩場との接触を避けるための操船をするうち、甲板上的釣り客の手からロープが放れ、その後、a 2 釣り客は、桑島の海岸に向かって流された。

07 時 45 分頃 a 1 受審人は、a 2 釣り客が漂着した海岸から約 20 メートル沖合で錨泊し、救助のためウェットスーツに着替えて海に飛び込み、08 時 00 分桑島三角点から 212 度 510 メートルの地点で同釣り客を波打ち際から陸岸に引き揚げ、その後、同釣り客は、救急車で病院に搬送されたものの、死亡が確認された。

当時、天候は晴れで風力 2 の北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、付近には南西方から寄せる波高 0.5 メートルの波浪があった。

その結果、a 2 釣り客は、溺死と検案された。

(主張に対する判断)

補佐人は、「本件は、釣り客が南岩場に渡った際、同岩場で足を滑らせたものか、体勢を崩して海中に転落したことによって発生したものであり、その原因を明らかにすることができない。したがって、海難審判所は、本件について、a 1 受審人を懲戒処分する根拠がない。」と主張するので、検討する。

本件は、a 2 釣り客が南岩場に瀬上がりする際、海中転落したものであるが、a 1 受審人及び a 2 釣り客の息子は、同釣り客が海中転落する

瞬間を明確に記憶していないことから、a 2 釣り客の海中転落の原因が、岩場で足を滑らせたものか、体勢を崩したものかは明らかにすることができない。

しかしながら、本件釣り客死亡と密接な因果関係を有するのは、a 2 釣り客が海中に転落したことではなく、同釣り客が海中に転落した際、救助措置が適切にとられなかったことといえる。

事実の経過で述べたとおり、Aの業務規程には、第3条に事業者はこの規程を遵守する旨が、第15条に海難等が発生し又は発生するおそれがあるときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置及び利用者の不安を除去するための措置等必要な措置をとる旨が記載されていることから、海中転落等の海難が発生した場合、遊漁船業の事業者であるa 1 受審人は、業務規程に従い、落水者を救助するための万全の措置、すなわち落水者に対する救助措置を適切にとるべき注意義務を有していたものである。

Aが桑島に向かったとき、a 2 釣り客を含む6人の釣り客が在船しており、同島南西岸沖合の3つの岩場のうち、最も北側の岩場に釣り客1人を瀬渡しした後、南岩場にa 2 釣り客親子を瀬渡しする際に本件が発生したが、同船には3人の釣り客が残っており、操舵室の前にロープの付いた救命浮環を備えていたのだから、在船する3人の釣り客に対し、落水したa 2 釣り客に対して救命浮環を投じて引き寄せるよう指示していれば、a 2 釣り客は投げられたロープをいったんつかんでいることから、救命浮環の外周に沿って取り付けられたつかみ綱をつかんだり、救命浮環に上から腕を通すなどして本船に引き寄せることは十分可能で、その後、a 1 受審人も揚収作業に加わり、4人で協力すれば、落水した釣り客を船内に引き揚げることができたものと認められ、また、救命浮環を使用していれば、a 2 釣り客が流されたとしても生存できた蓋然性

が高い。

したがって、a 1 受審人は、a 2 釣り客が海中に転落した際、救助措置が遅れると、波浪等により流されて引き揚げることが困難になることを予見することができ、在船する釣り客に対し、救命浮環を投じて自船に引き寄せるよう指示するなど、救助措置を適切にとるべき注意義務があったところ、この措置をとらなかったという職務上の過失が認められる。

以上のことから、a 1 受審人には、かかる注意義務違反がなければ本件の発生を容易に回避することができたといえ、同受審人の職務上の過失と本件との間には相当な因果関係が認められ、本件海難がa 1 受審人の職務上の過失によって発生したことは明らかであることから、a 1 受審人を懲戒処分にしたものである。

よって、補佐人の主張は採用することができない。

(原因及び受審人の行為)

本件釣り客死亡は、南西方からの波浪が打ち寄せる状況下、桑島南部西方沖合の南岩場において、瀬上がりしようとした釣り客が海中に転落したのを認めた際、救助措置が不適切で、落水した釣り客が、溺水したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、南西方からの波浪が打ち寄せる状況下、桑島南部西方沖合の南岩場において、瀬上がりしようとした釣り客が海中に転落したのを認めた場合、救助措置が遅れると落水者が流されて引き揚げることが困難になるおそれがあったから、在船する釣り客に対し、救命浮環を投じて自船に引き寄せるよう指示するなど、落水者に対する救助措置を適切にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、救助措置を適切にとらなかった職務上の過失により、落水した釣り客が、溺水する事態

を招き，同客を死亡させるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては，海難審判法第 3 条の規定により，同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 2 年 3 月 1 7 日

海難審判所

審判長 審判官 福 島 千太郎

審判官 栗 原 和 栄

審判官 覺 前 修